# 鷲別小学校区における学校適正配置に関する地区別検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　登別市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が策定した「登別市小中学校の適正規模・適正配置の指針」において、第２期（令和８年度～令和１７年度）に若草小学校との統合が想定された鷲別小学校について、望ましい教育環境の確保に向けた課題解決の方策などを議論するため、鷲別小学校区における学校適正配置に関する地区別検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の事項を協議する。

（１）鷲別小学校の教育環境の確保に関すること。

（２）鷲別小学校を中心としたまちづくりに関すること。

（３）その他地区別検討委員会が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、鷲別小学校の教育環境や同校を中心としたまちづくりに関わる委員の必要数をもって組織する。

（委員及び任期等）

第４条　委員会の委員（以下「委員」という。）は、関係団体からの推薦により就任する。

２　委員の任期は、第２条に定める事項に関する協議が終了するまでの期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　委員会に会長１人、副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

３　会長は、委員会を代表し会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　前２項の規定に関わらず、会長及び副会長が選任されていないときは、教育委員会教育部が会議を招集し、議長となる。

（委員以外の者の出席）

第７条　委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第８条　委員会は、第２条の所掌事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、教育委員会教育部において処理する。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って決定する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年７月２日から施行する。

（準備行為）

２　委員の選任に関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。